

[事案 2020-177] 契約解除無効請求

・令和3年2月5日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、がん給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効とがん給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に肺がんと診断されたことから、令和元年8月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。しかし、契約の際、募集人に自分の検査状況等を伝えたところ、「大丈夫です、加入できます。」と言われたことから、契約解除を無効として、給付金を支払ってほしい。それが認められない場合には、本件にかかる保険会社の審査期間が不当に長期であったことから、審査期間中に支払った保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が、告知前の健康診断において、胸部レントゲンで「要精査」の指示を受けていた事実と相違はなく、申立人はこの事実を告知できたものと言えるため、告知義務違反解除を行ったことは正当である。
- (2)募集人は、告知受領する際、申立人から告知事項についての申し出は受けていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反は明らかであり、保険会社の審査期間についても不当に長期であったとは言えず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。